

善監委告示第3号

平成30年9月21日付け善監委第37号で提出した平成30年度小学校音楽施設等行政監査の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成30年10月4日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 林野忠弘

## 平成30年度小学校音楽施設等行政監査

### 監査指摘事項の取組について

#### 指摘事項

各小学校は、耐震性を確保した建物となっており、災害時等の対応は万全を期している。

なお、設備等のうち、視聴覚教育メディアは、文部科学省の小学校施設整備指針に記載されており、不備のある小学校については、改善等を行うことにより、学校間の格差を解消されたい。

また、ピアノは、全般的に更新する時期と考えられるが、当備品は高額であり、買い替えは計画的に検討されたい。

一方、各小学校は、建築後、かなりの年数が経過しており、音楽準備室設置の有無が見られる。

なお、当施設整備については、今後、児童数の減少もあり、空き教室も増加することから、これらの活用も含めた検討をされたい。

#### 検討結果

ピアノについては、今後も必要な修理等を行いながら、大切に使用していきたいと考えているが、老朽化の著しいものについては、計画的な更新を視野に入れて検討していきたい。

また、視聴覚教育メディアの設置については、タブレットパソコン、電子黒板やプロジェクターなどを、既に各小学校に配備しており、それらを有効に活用して、学校間の格差を解消していきたい。

なお、音楽準備室を有しない小学校については、空き教室の活用も含めて検討していきたい。